

令和2年12月17日(木)午前9時から和木町役場議事堂において、第6回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員(10名)

1番	津島宏保	
2番	栗本詠子	
3番	嘉屋富公	
5番	上田丈二	
6番	灰岡裕美	
7番	上岡富士夫	
8番	小林秀嘉	
9番	森脇明美	
10番	中村充子	副議長
11番	兼本信昌	議長

○説明のため出席した者

町長	米本正明	
副町長	河内洋二	
企画総務課長	田中雅彦	
税務課長	吉岡司	
住民サービス課長	坂本啓三	
都市建設課長	村岡辰浩	
保健福祉課長	森本康正	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	渡邊良平	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田中敬子
書記	松島久子

- 開 会 9時 00分
- 議 長 おはようございます。
開会前ですが、携帯電話をお持ちの方は電源をオフにされるようお願いいたします。
中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可が願い出ておりますので、これを許可します。
- 議 長 定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。
- 議 長 本日の議事日程は、お手元に配布をしてあるとおりです。
- 議 長 日程第1 議案第49号 令和2年度和木町一般会計補正予算(第6号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
- 議 長 議案第49号 令和2年度和木町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2 議案第50号 令和2年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第50号 令和2年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第51号 令和2年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第51号 令和2年度和木町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第52号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第52号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第53号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第53号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第54号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第54号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議員派遣について
お手元に配布してありますとおり、会議規則第126条の規定により、議員を派遣いたしますので、ご了承願います。

議長 日程第8 特定事件の付託について
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き続き、特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに、決定いたしました。

議長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 おはかりします。

議 長 これで令和2年第6回和木町議会定例会を閉会したいと思います
ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和2年第6回和木町議会定例会を閉会
いたします。

閉 会 9 時 6 分